

前田厚子議員

第1標題「重度心身障がい者の親なき後について」

1回目の質問

公明党の前田あつこです。

只今、議長より許可をいただきましたので令和7年 12月議会におきまして市政一般に関する質問をさせていただきます。

既に、ひと月ほど経ちますが、11月18日大分市佐賀関の漁港周辺、住宅が密集している中で170棟以上の家屋が燃えるという大火災が起きました。被害にあわれた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

村では、65歳以上の方の割合を示す高齢化率は70%と言われています。あれだけの大火の中、地域の皆さんは、誰ひとり取り残さないという思いで住民同士が声を掛け合い、多くの人の命を救うことができました。

何の前触れもなく、突然に起きた大災害に、瞬時に力を合わせて、救助に向かったという奇跡的とも言える出来事でした。これから、寒さも厳しくなり、大変だと思いますが、お身体を大事にしていただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1標題 「重度心身障がい者の親なき後について」お聞きします。

今年の夏、重度の障がいのお子さんを育てるお母さん方から、お話しを聞く機会がありました。

テーマは、「親なき後」です。

テーマを決めたのは、お母さん方の悩みや心配事は、私が想像する以上であり、図り知れないものがあるからです。

そこでは、「今、私が亡くなるようなことがあったら、また、入院したり施設にはいるようなことになったら、誰が、子ども達を守ってくれるのか、世話をしてくれるのか、そう思うと夜も眠れない日々が、続きます。」と話していました。

今から困らないようにどのように備えておけばよいのか悩んでいました。

こうした思いは、全国的な課題であり、親なき後を見据え、障がいのある方の生活を地域全体で支える体制が必要だと思います。

本市でも、当事者の声を聞く機会はあると思いますが、その際、市としてどのように対応されていますか。お聞かせ下さい。

次に、施設の話ですが、本市において、まだ、ご自分で動ける方のグループホームも十分とは言えない中で、重度の介助が必要な方が入所できるような施設は、郡内地域では限られており、しかも、全国でも同様な悩みを抱えている親御さん達が一生懸命声を上げているのですが、現実には、厳しい状況とのことです。

こうした声に対して、本市の対応状況についてお聞かせいただきますか。

続いて、親なき後を考える時は、成年後見人の制度について説明があるようですが、実際には、なかなか理解出来ないようです。

一般には、障がいや認知症などで、判断能力が低下した人の財産等を守るために制度と言われていますが、まだ、本人の判断能力が明確だが、将来に備えて任意で選任するもの、また、本人の判断能力が不十分な場合に選任するものなどできれば、重度の障がい者の場合に使える制度をお聞かせいただけますか。必要とする人が、わかるように、相談にのったり、分かりやすく説明したりしていく窓口が必要だと思います。

本市では、こうした相談を福祉課または、包括、社会福祉協議会あるいは、相談支援センターのどこに、相談に行けばよいのでしょうか。やはり、相談窓口は、一本化していただきたいと思いますが、市では、どのようにお考えでしょうか。お聞かせ下さい。

また、市として講習会や説明会など開催していただきたいと思いますが、どのような計画はありますか。お聞かせ下さい。

以上で1回目の質問を終わります。

1回目の市民生活部長答弁

前田厚子議員の重度心身障がい者の親なき後についての御質問にお答えいたします。

まず、当事者の声に対する本市の対応についてであります、本市におきましては、御家族が支援できなくなった場合においても、安心して地域で生活を継続できるように、富士北麓障害者基幹相談支援センターや福祉課窓口において相談を受け、長期的な視点に立った支援を行っているところであります。

また、障害福祉サービス利用に伴う担当者会議において、御本人や御家族の意向について丁寧に聞き取りを行うとともに、今後の課題等についても御家族、担当職員及び相談支援専門員などの関係者間で共有を図ることにより、御本人や御家族の方々の声が反映された支援を行っているところであります。

次に、重度心身障害者の入所施設についてであります、重度心身障害者が入所できる施設は、この地域には限られており、御本人や御家族の方々が御心配になる点については理解しております。

本市といたしましては、御本人や御家族の御意見を通して、今後の障害福祉サービス等のニーズを把握した上で、この地域全体としての今後の課題や必要な支援、施設のあり方等について、富士北麓圏域障害者自立支援協議会において関係機関と共有し、支援体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、成年後見制度についてであります、成年後見制度は、判断能力が十分でない方々などを法的に支援し、御本人の権利を守る制度であります。御本人の判断能力に応じて、家庭裁判所へ申立てを行い、後見人等を選任する法定後見制度と、判断能力を有するうちに、将来に備え、あらかじめ任意後見人となる方や、委任する事務の内容を決めておく任意後見制度の2種類があり、御本人の障害等の状況に応じてそれぞれの制度を利用していきます。

次に、成年後見制度の相談窓口についてであります、本市においては、既に令和6年度から、成年後見制度利用支援促進に係る中核機関といたしまして、健康長寿課内に、庁内で一本化した相談支援窓口を設置しているところであります。この窓口では、成年後見制度の利用相談、利用支援など、その相談内容に応じて、庁内関係部局との連携の下、専門職が中心となり権利擁護支援を進めております。

これまで市の広報紙等により、これらに係る制度周知を図っているところであります、今後も引き続き、市民の方々に対して、よりわかりやすい周知徹底に努めてまいります。

次に、成年後見制度に関する講習会等についてであります、既に本年10月には、福祉関係の相談支援専門員を対象とした研修を実施しております。また、明日12日になりますが、介護支援専門員を対象とした研修会の開催を予定しており、さらに、来年1月には、市民向けの講座を実施することとしております。

いずれにいたしましても、多くの関係者にこの制度を知っていただき、また理解を深めていただける機会を設けるよう、引き続き努めてまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

第1標題 「重度心身障がい者の親なき後について」 2回目の質問をします。

先ほどの答弁において、本市では当事者の思いや困りごとなどに十分に心を尽くしてくださっていると感じました。

ただ、入所施設に関して、国では、入所というよりもご家族で見ていく方向にしていると聞き、施設を作る流れではないとご家族は心配しています。

そこで、矛盾を感じるのが、例えば、家で見ていても、親が亡くなってしまえば独りぼっちになってしまうということです。その時、「困った、どこか施設はないですか。」と言っても、今でさえ十分でないのに、この子達はどうするんだろうと心配していることです。

ここが、最も不安な点だと思います。どうかご家族が安心できるような体制をとつていただきたいのですが、その点は、どのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市民生活部長答弁

前田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

御家族が安心できる体制の整備についてであります、御家族が将来に対して抱える不安に、寄り添い支援していくことは何よりも重要であることから、先ほど答弁申し上げましたとおり、本市においては、日頃から御本人や御家族の御意見を丁寧にお伺いするなか、今後の課題等を相談支援専門員や関係機関と連携して、それぞれの状況に応じた、親なき後を見据えた支援体制を整えているところであります。

いずれにいたしましても、御本人と御家族に寄り添いながら、相談支援の充実をはじめ、関係機関との連携の下、引き続き安心して生活ができるよう支援してまいります。

以上、答弁といたします。

第2標題「高齢者のタクシー券について」

1回目の質問

以前にも2回一般質問をさせていただいたので詳細は省かせていただきますが、高齢者にとって待ちに待っていた施策でしたが、令和6年度に開催された決算特別委員会の際に、利用状況の結果をお聞きしたところ、残念ながら、およそ半分くらいの利用率だったと思います。

そこで何度も、タクシー券の使い方について検討していただきたいとお話しをしてきたのですが、最近は、高齢者の皆さんから、タクシー券の使い方を考えてもらいたいと深刻なご相談を行く先々でお聞きします。

そこで3点お聞きします。

1点目

現在のタクシー券の利用状況をお聞かせ下さい。

2点目

担当課にも市民の声が届いていると思いますが、高齢者の方からどのような声が届いていますかお聞かせ下さい。

3点目

本市では、タウンスニーカーや、高齢者へのタクシー券配布に加えて、自動運転EVバスの実証実験と、これほどまでに地域公共交通施策に力を入れているにもかかわらず、市の中心地から離れた住民の生活の足が不便というのは、やはりおかしいのではないかと感じます。

こうした問題を解決するためにも、高齢者のタクシー券の使い方を今一度、検討することが一番だと思います。高齢者の単身世帯や高齢者のご夫婦のことなど考えていただき、市長の考えをお聞かせいただけますか。

以上で1回目の質問を終わります。

1回目の市民生活部長答弁

前田議員の高齢者タクシー券についての御質問にお答えいたします。

まず、高齢者外出支援事業におけるタクシー券の利用状況についてであります。今年度は、10月末現在で1,309名の方からタクシー利用の申請があり、配付したタクシー券8万9,868枚に対して利用枚数は1万2,624枚、利用率は14.05パーセントとなっております。

昨年度の同時期の利用率は、13.56パーセントでありましたので、昨年度とほぼ同じペースで御利用いただいている状況であります。

次に、高齢者からの声についてであります。利用者へのアンケート調査の結果では、通院や買い物などへの活用が多い状況が把握できております。また、利用頻度の高い方を中心に、助成金額や利用枚数に関する要望をいただくとともに、「タクシーがつかまりにくい」などの御意見もいただいているところであります。

次に、タクシー券の利用方法についてであります。現在、令和9年度から令和11年度までの3か年を計画期間とする「第10期介護保険事業計画」の策定に向け、アンケート調査やニーズ調査などを実施しているところであります。

本市といたしましては、今回の調査で得られた高齢者の声、また実態把握の結果を踏まえ、様々な御意見やニーズの分析等を通して、本市の介護保険事業及び介護予防施策のあり方等の検討を行うこととしておりますので、タクシー券の利用方法についても、これらの事項と併せて検討してまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

第2標題 「高齢者のタクシー券について」 2回目の質問をします。

今回は、「第10期介護保険事業計画」の策定に向け、様々な検討をされる中でタクシー券の利用方法についても、これらの事業と併せて検討してくださるとのご答弁をいただき、大きな前進だとうれしく思っています。

しかし、担当課の方に市民から既に多くの意見をいただいているように、また、昨年と今年の実績を見ても、高齢者の為のタクシー券は活用されているとは思えません。

第10期の事業に向けてとなると、令和9年度から11年度の計画になります。

このタクシー券を利用する対象者は75歳以上の方々です。

そんなに待たなくてはいけませんか。

今、困っている人がたくさんいます。せっかく予算をとって8万9,868枚のタクシー券を配布したのですから、高齢者の皆さんに元気にお出かけをしていただいたり、病院に行ってもらう方が、結果的には、介護予防に大きく役立つと思いますが、いかがでしょうか。

タクシー券の利用方法について、早急な改善を検討していただけないでしょうか。

2回目の質問を終わります。

2回目の市民生活部長答弁

前田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

タクシー券のあり方等についてでありますが、タクシー券利用に関する多種多様な御要望があることは、本市も把握しているところであります。こうした声は、主に利用頻度の高い方からいただいているもので、令和5年7月からの事業実施以来、配付枚数に対する利用率が、令和6年度においても2割程度にとどまっていることから、タクシー券の配付を受けても、何かしらの理由であまり利用しない、又は、全く利用しない方が数多くいることが課題の一つとなっております。

したがいまして、タクシー券のあり方等につきましては、大多数の高齢者を対象にしたアンケート調査の結果、また、それらの分析結果等を踏まえて、より対象者の利便性向上に向けた制度設計に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

第3標題「選挙投票率の向上に向けて」

1回目の質問

第3標題 「選挙投票率の向上に向けて」お聞きします。

2023年4月に統一地方選があり、その後、私達が投票をした選挙は、衆議院選挙と参議院選挙がありましたが、投票率の低下が顕著であることは、誰でも認識されていると思います。

こうした、選挙への無関心は、人口減少にも大きく影響しているのではないでしょうか。

やはり、市民の皆さんに、もっと市政に関心をもっていただいたり、まちづくりに参加していただいたり、みんなでまちを楽しくすれば、自ずと人は集まり、地域に愛着が生まれ人口も増加が見込めると思います。

それには、私達議員が知恵を絞ることは、勿論ですが、まず有権者の皆さんのが義務と権利を自覚し、選挙に責任ある一票を投じていただくことが、初めの一歩だと思いますが、市ではどのように考えますか。

今回は特に、投票弱者の方のために、他の市町村等で既に導入されていることですが、本市でも検討していただきたいと思い、3点お聞きします。

1点目

投票に行きたいけれど、様々な障害があって、投票に行けない方々が大変に多くいらっしゃるということは、市でも承知していると思いますが、現在、そのような方々に対して、市及び選挙管理委員会では、どのような対応や配慮をしていますか。

例えば、独居の高齢者、高齢者のみの世帯、障がいのある方等です。

お聞かせ下さい。

2点目

以前に、障がいのある方や高齢でコミュニケーションがよく取れない方や外国人の方の意思を繋ぐツールとして、コミュニケーション・ボードというものを市で作っていただいたのですが、そのボードは、各投票所に置かれていましたか。

また、既に他の市町村で導入されている、役員に手助けを求める「投票支援カード」を作成して、選挙の投票用紙と一緒に有権者にお届けしていただけないかと、提案させていただきます。

この「投票カード」とは、例えば、「代筆してほしい」「候補者名を読んでほしい」「手を繋いで案内してほしい」「コミュニケーションボードを使ってほしい」「声をかけてゆっくりと誘導してほしい」など具体的に受けたい支援内容があり、必要な項目

にチェックを入れて、投票の際にハガキと一緒に投票所の職員に渡すことで、サポートを受けられるようになっているそうです。

実際に使われた自治体では、大変に好評とのことです。

是非、「投票カード」の導入をご検討いただけないでしょうか

3点目

もう1点、投票手続きがスムーズに行われるよう、投票用紙記入補助具を設置していただきたいと提案します。

それは、投票所で、投票用紙に候補者名などを書くときに、記入する枠が、よく見えないなど不安がある方が、代理投票ではなく、自ら候補者名などを記入出来るよう補助するものです。

このような「投票用紙記入補助具」の導入をご検討していただけないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

1回目の総務部長答弁

前田厚子議員の選挙投票率の向上に向けてについての御質問にお答えいたします。

様々な理由により投票が困難な方々に関する3点の御質問につきましては、投票事務に関わることでありますので、総務部にて答弁申し上げます。

選挙権の行使は、民主主義の根幹であり、有権者に責任ある一票を投じていただくための環境整備は、大変重要なことと認識しております。

まず、投票に行きたいけれど、様々な障害があり、投票に行けない方に対する対応についてであります。身体に重度の障害がある方などについては、郵便等による不在者投票制度によって、御自宅からの投票が可能となっております。

また、各投票所におきましては、車椅子、点字器、拡大鏡などを用意しており、入場券の送付に当たっては、視覚に障害のある方のために音声コードを用いた案内文書を導入するなど、障害のある方に対してきめ細やかな対応を図っております。

次に、各投票所へのコミュニケーション・ボードの配置状況についてであります。これまでの選挙におきましては、コミュニケーション・ボードの配置は行っておりませんが、マニュアルに基づき、丁寧な対応ができるよう努めております。

また、投票支援カードの導入についてであります、既に障害のある方等に対してきめ細やかな支援を行っているため、今後も現行の対応を継続してまいります。

次に、投票用紙記入補助具の導入についてであります、有権者の意思を尊重する観点から、設置してまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

第3標題 「選挙投票率の向上に向けて」 2回目の質問をします。

初めに、市民お一人お一人の責任ある一票を投じる姿勢についてお伺いしたのですが、具体的に投票率の向上に向けて、市が工夫されていることがありましたらお聞かせいただけますか。

次に、コミュニケーション・ボードですが、このような時に利用していただくことが、当初の目的の一つでもあったと思いますので、できれば次回から投票所に配置していただきたいと思います。また、そうしていただくことによって、コミュニケーション・ボードの存在も知っていただき活用もされると思います。

もう一度、コミュニケーション・ボードの活用を検討していただけませんか。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の総務部長答弁

前田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

投票率の向上に向けての具体的な取組といたしましては、小中学校での選挙出前授業、二十歳を祝う会や選挙時における街頭啓発活動、投票済証の交付、市の広報紙や市ホームページでの周知など、有権者の一人一人が政治や選挙に関心を持ち、主権者としての一票の権利を大切に行使するよう、政治意識の向上を図るための啓発や制度の周知に努めているところであります。

次に、各投票所へのコミュニケーション・ボードの配置についてでありますが、障害のある方等に対しましては、市選挙管理委員会で作成した「障害者や高齢者に対す

る投票所での対応の手引」に基づき、丁寧な対応に努めており、コミュニケーション・ボードの配置の必要性はないものと考えております。

いずれにいたしましても、選挙の投票率の向上等への対応につきましては、あくまでも市選挙管理委員会が判断、実施するものであります、投票環境の整備等につきましては、本市といたしましても協力すべきものであり、行政の立場から本市の投票率の向上が図られるよう、引き続き投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上、答弁といたします。

「締めの言葉」

今日は、第一標題に「重度心身障がい者の親亡き後」について質問をさせて頂きました。この親亡き後は、障がいの重度・軽度を問わず全ての親御さんが一番の心配事として抱えている課題だと知りました。今日は、その一部でしかありませんが、お母さん方のお話しを聞き今更ながら気づく事ができました。少しでも私達がその事を知り寄り添うことが出来たら、と思い質問をさせていただきました。

ご静聴有り難うございました。